

京都市告示第189号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの指定管理者である日本赤十字社から京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例第4条ただし書に基づき、京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成30年7月6日

京都市長 門川大作

臨時に休所する日 平成30年7月7日（土）から同月8日（日）まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）